

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに 障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくり の推進に関する条例 施行方針（案）

I 基本方針

- この条例の施行に当たっては、第1条に規定する目的、第3条に規定する基本理念などに基づき、障がい者及び障がい児（以下「障がい者」という。）の権利の擁護や暮らしやすい地域づくりを推進するという視点に立ち、また、「障がいのある人が当たり前に暮らせる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域である」という基本的な考え方の下、次の点に十分に配慮するものとする。
- (1) 障がい者の参画を基本とし、幅広い関係者や地域住民との対話を重視すること。
- (2) 「地域力」（地域の課題解決力）を高め、地域で暮らす障がい者が必要とする支援の確保を図ることにより、道内各地域における地域間格差の是正に資すること。
- (3) 福祉の枠を超えて、幅広い関係者や関連する施策と連携・協働する取組を推進すること。

II 今後の施策等の展開

- 1 総則（第1章）及び障がい者を支える基本的施策等（第2章）について
- この条例に基づく障がい者施策の実施に当たり共通的な事項や理念、基本的な考え方などを定めたものであるもので、道は、市町村のみならず、広く道民に周知し、さまざまな場面で配慮されるよう努めることとする。
- 第2章（「障がい者を支える基本的施策等」）については、道・市町村の施策実施に当たって配慮するのみならず、各圏域における第41条に基づく「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」（以下「地域づくり委員会」という。）や地域自立支援協議会において、関係者が連携して、その実現に向けた協議を行うよう配慮するとともに、道においても、第49条に基づく「北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部」（以下「地域づくり推進本部」という。）において、部局横断的な検討を行うものとする。

2 障がい者の権利擁護（第3章）について

〔権利擁護と合理的配慮〕

- 道及び道民等（道民、事業者及び関係団体）をいう。以下同じ。）による障がい者の権利擁護への配慮義務（第19条）、障がい者が生活をするために必要な場における合理的配慮の努力義務（第20条 前段）について、道は、市町村や関係団体等幅広い関係者と連携して、十分に周知を図るとともに、地域づくり委員会等の場を通じて、その具体化に向けた取組を行う。
- 特に、合理的配慮について、各圏域の地域づくり委員会等における個別の事案等の議論を通じて事例を蓄積し、道及び各地域づくり委員会において、その概念の具体化等の検討を行う。

〔差別・虐待の禁止〕

- 差別・不利益扱いの禁止（第20条 後段）及び虐待の禁止（第21条）については、市町村や関係団体等幅広い関係者と連携して、十分に周知を図るとともに、個別の事案については、地域づくり委員会における救済手続（後述 6（第7章）参照）等を通じて解決を図ることとする。
- なお、差別・不利益扱いの概念については、6（2）③の「差別・不利益扱いに関する指針（案）」などを参照しながら、総合的に判断するものとする。

3 障がい者が暮らしやすい地域づくり（第4章）について

- 第22条に基づく障がい者が暮らしやすい地域づくりを推進するための基本指針（以下「地域づくりガイドライン」という。）については、【別紙1】のとおりとする。
- 地域づくりガイドラインに基づく地域づくりの推進に際しては、市町村の主体的な関与の下、地域の関係者が協働し、「現状」（地域ニーズの充足性）を評価し、「地域課題」（改善すべきポイント）について共通の認識を持ち、地域課題の「具体的な解決策」を協議、実施し、事後的に再評価するといった、地域住民参加型による「官民協働」の評価プロセスを重視する。
- こうした評価のプロセスにおいては、条例に基づき配置される「地域づくりコーディネーター」（第27条（1）の「市町村の取組に対する助言等を行う支援員」をいう。以下同じ。）が、地域の関係者と協働しながら、専門的な支援や助言を行う。また、コミュニティーソーシャルワーク（地域づくり）の中心となる担い手である地域づくりコーディネーターの重要性にかんがみ、道は、その資質向上に努める。

- 地域づくりガイドラインに基づく評価の単位は、市町村を原則とするが、市町村単位での対応が困難な場合など、必要に応じ、複数市町村共同の広域評価など柔軟な対応を検討する。
- 地域づくりガイドラインに基づく評価に当たっては、地域のサービス資源に関する「地域の社会資源マップ」を作成することとし、インフォーマルを含め、地域ニーズを満たすサービス資源のあり方を各地域で検討する。また、地域づくりガイドラインに基づく具体的な取組みの参考となる事例集を策定する。

4 障がい者に対する就労支援（第5章）について

- 道は、第28条に基づき、一般就労及び福祉的就労の双方を視野に入れた総合的な障がい者の就労支援施策を講ずるものとし、具体的な施策の推進については、第29条に基づき、別に策定する就労支援推進計画（「新・北海道働く障がい者応援プラン（仮称）」）。以下「新プラン」という。）に基づき、庁内関係部局はもとより、幅広い関係者が連携した取組みを行う。
- この条例に基づく就労支援の推進に当たっては、関係部局が適切に連携し、第30条に基づく認証制度、第31条に基づく指定法人制度、第32条に基づく道による調達等への配慮などの施策を効果的に活用する。

5 北海道障がい者就労支援推進委員会（第6章）について

- 北海道就労支援推進委員会は、4の取組みを推進するに当たって効果的となるよう委員の選定及び運用を行うものとする。
- 委員については、その一部を公募する。

6 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会（第7章）について

（1）実施体制

〔設置及び事務担当〕

- 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会（条例第41条に基づくもの）をいう。以下「地域づくり委員会」という。）は、14圏域に設置する。
- 事務局は、保健福祉事務所が担う。

〔委員の選任〕

- 地域づくり委員会の委員は、第44条各号に規定する者のうちから、それぞれに偏りがないよう、かつ、委員会の協議にふさわしい知見を有する人材を

選任する。また、障がい者の意向が協議に反映できるよう配慮するものとする。

- 委員については、その一部を公募する。
- 各委員会ごとに委員又は地域づくり推進員のうち少なくとも1名は、法律に関する専門的な知見を有する者を選任する。

〔地域づくり推進員〕

- 地域づくり推進員は、地域づくり委員会を総理するとともに、第47条に基づく調査、第48条に基づく指導、知事に対する勧告の求め等の高度かつ重要な役割を担うことにかんがみ、こうした役割にふさわしい高い人格識見を有する者を選任する。

〔委員会の開催〕

- 委員会は、委員3名以上の参画により開催するものとする。ただし、虐待に関する事案、障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案、著しい暮らしづらさに該当する事案を協議する場合については、委員5名以上の参画により開催しなければならない。

〔参考人の活用〕

- 協議に当たっては、第46条第4項に基づき、必要に応じて参考人を参画させることができることとされているが、参考人については、専門的な知見を有する者、協議事案と同じ障がいを有する障がい者の参画を求める場合などに積極的に活用する。
- 特に、個別権利擁護部会（仮称）における個別事案の協議に際しては、参考人を活用することにより、障がい類型に応じた障がい者が協議に参画できるよう十分に配慮する。

（2）運営

〔協議への参加者〕

- 地域づくり委員会においては、幅広い事項を所掌していることにかんがみ、議題に応じて、委員及び委員以外の地域の関係者を柔軟に参加させるよう配慮する。

〔運営に当たっての留意事項〕

- 地域自立支援協議会と密接な連携を保つものとし、地域自立支援協議会では解決が難しい広域課題等を含めた協議を行う。
- 事務局は、委員会の運営に当たっては、地域の幅広い関係者と連携した対応を行うなど、効果的な運営となるよう工夫と配慮を行うものとする。
- 地域づくりコーディネーターは、事務局と一体となって、委員会の運営を支援するとともに、各地域とのつなぎ役として、市町村、地域自立支援協議会等との密接な連携が図られるよう努める。
- 地域づくりガイドラインに基づく取組み、各市町村及び圏域ごとの障がい福祉計画の達成状況などについても、十分に勘案する。
- 圏域ごとで解決が困難な課題については、第49条に基づき設置される「北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部」に協議を求めるものとする。

〔現行の協議組織の再編〕

- 地域づくり委員会の発足に際し、既存の類似の協議組織については、地域づくり委員会に再編・統合する方向で検討することとする。

(3) 個別権利擁護部会（仮称）の設置

〔個別事案の解決に向けた協議〕

- 障がい者の権利擁護に関する個別事案の協議については、協議体制について特別な配慮が必要であることから、地域づくり委員会に「個別権利擁護部会（仮称）」を設置し、地域づくり推進員及び委員が中立かつ公平の立場により、両当事者の主張を十分に聴取し、対話を通じた解決が図られるよう協議を行うものとする。
- 悪質性の高い事案については、第47条に基づく調査、第48条に基づく改善のための指導、勧告等の権限を適切に行行使することとする。

〔差別・不利益扱いに関する指針〕

- 個別事案の協議に当たって、第20条に規定されている差別・不利益扱いへの該当性については、事案に係る関係者、参考人等の意見を聴取した上で、背景事情等を含めた関連する事案を踏まえて協議を行い、【別紙2】を勘案し、個別事情を踏まえて総合的に判断するものとする。

〔個別権利擁護部会（仮称）の運営に当たっての留意事項〕

- 個別事案を扱うことにかんがみ、プライバシーの保護等に十分配慮する。
- 審議に当たっては、地域づくり推進員及び委員は、中立かつ公平の立場から客観的に協議を行わなければならない。
- 積極的な参考人の参画を求め、障がい者を含めた幅広い関係者が協議できるよう配慮する。
- 障害者相談員制度等を活用し、より身近な地域に「地域相談員（仮称）」を配置することとし、地域における権利擁護を含めた相談体制の充実を図る。また、身近な相談窓口を案内できる電話相談窓口を設置する。
- その他手続については、次の方針等を踏まえ、要綱等において別途定める。
- ・ 原則として、各保健福祉事務所に対する申立てにより、協議を開始するものとする。なお、申立ては、本人はもとより、保護者、支援者等も行うことができること。
 - ・ 原因行為から1年以上経過した事案、判決・裁決により確定した事案、裁判所において係争中の事案、行政不服審査法その他の法令により不服申立てをすることができる事案、現に犯罪捜査の対象となっている事案等は、協議の対象としないこと。
 - ・ 可能な限り、市町村における地域自立支援協議会など、より身近な解決の手段を優先すること。

(4) 調査・指導・勧告

- 調査・指導・勧告の運用方針については、それぞれ次のとおりとする。

	条例上の要件	運用方針
調査（第47条） 勧告（第48条）	虐待に関する事案 障がい者の権利に 重大な支障を及ぼす 事案	第21条の定義に該当する 行為をいう。 次に掲げる基準のすべてに 合致する行為をいう。 ・虐待に準ずる程度の重大 な権利侵害を含むものであ ること。 ・意図的な行為による悪質性の 高い事案であること。 ・行為が継続し、又は再発さ れるおそれが高いものである こと。

しどう だい じょう 指導（第 48 条）	いちじる く 著 しい暮らしづらさ がいとう じあん に該当 する事案	つぎ かか きじゆん 次に掲げる基準のすべてに がっち こうい 合致する行為をいう。 く げんいん もの ・暮らしづらさの原因となる者 いとてき いな と が意図的であるか否かを問わ しょう しゃ せいかつ そうとう ず、障がい者の生活に相当 ししょう しょう じあん の支障が生じる事案である こと。 ししょう じゅうだい せい さいはつ ・支障の重大性、再発の ぼうし とう かんてん く 防止等の観点から、暮らし げんいん ものにたい づらさの原因となる者に対 かいぜん そち こう して改善のための措置を講 のぞ はんだん ずることが望ましいと判断 じあん される事案であること。 きょうぎ しゅつせきいいん 協議への出席委員のすべての さんせい 賛成とする。
----------------------------------	--	---

7 障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部（第 8 章）について

〔推進本部について〕

- この推進本部は、この条例に基づく施策推進に関する最高の意思決定機関であり、知事を本部長とし、副知事及び各部長等のほか、学識経験者が本部員として参画するものである。

〔推進本部の運用等〕

- 推進本部には、各圏域の地域づくり委員会から審議を求められた個別事案を協議するための「調査部会」のほか、必要な部会を設けるとともに、庁内関係各部の職員から構成される「幹事会」を設置し、機動的かつ柔軟な体制で施策推進のための協議を行うこととする。
- なお、北海道自立支援協議会等の関連する機関についての関係を整理する方向で検討することとする。